

# 法務・検察行政刷新会議報告書を踏まえた 検察官の倫理観を高めるための取組の実施について

R3. 3. 25  
法務省刑事局

## 1 概要

法務・検察行政刷新会議報告書を踏まえ、当局が主催する幹部に対する研修において、検察官の倫理に関する講義を実施し、今後も同様の講義を実施することとしている。

## 2 決裁官・支部長検事セミナー（以下「本セミナー」という。）における検察官の倫理に関する講義

### (1) 概要

本セミナーは、近い将来地方検察庁の次席検事や支部長検事、部長等に就くことが予定されている検事や、既にこれらの職に就いており、過去に本セミナーを受講した経験を有しない検事を対象として、実施しているもの。

本セミナーにおいては、鶴瀨恵子氏（法務・検察行政刷新会議委員，元公正取引委員会経済取引局長）による検察官の倫理に関する講義が行われた。

### (2) 内容

本講義における講師の発言内容は、以下のとおり

- 幹部職員は、組織の利益を担う存在であり、組織が社会の信頼を失う事態があれば、自分事として考えなければならない
- 社会の評価軸は、違法適法だけではない
- 成功体験や専門家としてのプライドが視野を狭くするおそれがあり、検察の仕事のステークホルダー（利害関係者）である国民が何を期待しているのか、努めて多様な価値観を意識すべきである等

## 3 今後実施予定の研修における検察官の倫理に関する講義（予定）

令和3年度に実施予定の検察運営セミナー（注）においても、引き続き、検察官の倫理に関する講義を実施することを予定しており、現在、依頼する講師等について検討中である。

（注）新任検事正を対象としている。